### しもやま里山協議会 規約

(名称)

- 第1条 本会は、しもやま里山協議会(以下「協議会」という。)と称する。
  - ※参考 「しもやま」の名称の由来
  - ①豊田市下山地区と岡崎市下山学区に跨る場所を活動区域としている。
  - ②活動のキーワードである「自然(しぜん)、森(もり)、谷津田(やつだ)、守る(まもる)」 の頭文字を引用している。

(目的)

第2条 協議会は、(仮称)トヨタ自動車株式会社研究開発施設(以下、「研究開発施設」という。) の立地を契機として、地域と企業との連携の中で、長年にわたり地域が培ってきた知恵を活かしながら、研究開発施設及びその周辺において、人と生態系の双方にとってよりよい里山環境を守り育て、里山の恵みを利活用するとともに、その成果を広く情報発信すること(以下、「里山活動」という。)を目的とする。

(活動内容)

- 第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。
  - (1) 里山活動の実施に関すること
  - (2) 里山活動を行う団体の支援に関すること
  - (3) 里山活動の広報及び啓発活動に関すること
  - (4) 里山活動を通じた人材育成及び環境学習に関すること
  - (5) 里山活動に関して地域と企業との協働の促進に関すること
  - (6) 里山文化の保全・継承・普及に貢献する取組に関すること
  - (7) その他前条の目的達成に必要な活動に関すること

#### (活動区域)

- 第4条 協議会の活動区域は、豊田市下山地区及び岡崎市下山学区のうち、研究開発施設及びその周辺とする。
- 2 協議会の活動は、豊田市下山地区及び岡崎市下山学区が連携し、一体となって行う。
- 3 研究開発施設の中においては、その活動内容は場所等について、研究開発施設の管理者と協議・調整して行う。

(会員)

- 第5条 協議会の会員は、協議会の趣旨や目的に賛同し、第4条の区域で里山活動を行う団体とする。
- 2 前項の他、協議会の目的達成のために必要と認められる団体を会員とすることができる。
- 3 会員としての協議会への参加及び脱退の承認は、総会における議決を要する。

※会員の名簿は別表1を参照

(役員)

- 第6条 協議会に次の役員を置く。
  - (1) 会長 1名
  - (2)副会長 1名
  - (3) 幹事 若干名

- (4) 事務局長 1名
- (5) 監査 1名以上
- ※役員の名簿は別表2を参照
- 2 役員の職務は次の通りとする。
  - (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
  - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代 理する。
  - (3) 幹事は、幹事会を構成し、運営に係る職務遂行する。
  - (4) 事務局長は、協議会の運営を担う事務局を統括する。
  - (5) 監査は、協議会の活動内容及び会計の監査を行う。
- 3 役員は、総会の議決により任命する。
- 4 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 役員が欠けた場合に補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期終了時までとする。
- 6 任期の満了又は辞任により退任した役員は、後任者が就任するまではその職務を遂行する。
- 7 監査は、他の役員を兼ねることはできない。

(顧問)

- 第7条 会長が必要と認める場合は、協議会に顧問を任命することができる。
- 2 顧問は、会長の要請に応じ、協議会の運営に対して助言を行う。

(部会)

- 第8条 会長が必要と認める場合は、協議会に部会を設置することができる。
- 2 部会は、協議会の運営に関する専門的な検討を行う。
- 3 部会の構成員は、会長が定める。

(総会)

- 第9条 総会は、会員をもって構成する。
- 2 総会の、定時総会として年1回開催するとともに、必要に応じて臨時総会を開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集し、会議の議長となる。
- 4 総会は、会員の半数以上の出席により成立する。
- 5 総会での議決事項は、次の通りとする。
  - (1)活動計画の決定、活動報告
  - (2) 予算の決定、決算、会費の額
  - (3) 会員の参加及び脱退
  - (4)役員の選任及び解任
  - (5)規約の変更
  - (6)協議会の解散、他の団体との合併
  - (7) その他、協議会の運営に関する重要な事項
- 6 総会における議決は、出席会員の過半数による。可否同数のときは会長が決するところによる。
- 7 総会による議決権は、会員1団体につき1個とする。

(役員会)

第10条 役員会は会長、副会長、幹事、事務局長をもって構成する。

- 2 役員会の会議は、必要に応じて、会長若しくは事務局長が招集し、事務局長がその議長となる。
- 3 役員会には、必要に応じて会員を参加させることができる。
- 4 役員会の会議において審議する事項は、幹事会で決定する。

### (幹事会)

- 第11条 幹事会は、幹事、事務局長をもって構成する。
- 2 幹事会は、必要に応じて事務局長が招集し、会議の議長となる。
- 3 幹事会において審議する事項は、次のとおりとする。
  - (1)活動計画案及び活動報告案
  - (2) 予算案及び決算報告案
  - (3)協議会の活動、予算の執行、事務局の運営に関する事項
  - (4)総会に上程する議案に関する事項
  - (5) その他、会長が指示する事項

(収入)

- 第12条 協議会の収入は、次に定めるものとする。
  - (1) 会員からの会費
  - (2)協議会が行う事業等の収入
  - (3) 寄付金・協賛金
  - (4) その他
- 2 会費の額は総会で定める。

(事業年度)

第13条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(監査)

- 第 14 条 事務局長は、前条の事業年度終了後、速やかに活動報告及び決算報告を作成し、幹事会及び総会への上程前に、監査の承認を得るものとする。
- 2 監査は、事務局長が作成した活動報告及び決算報告を検査し、必要な場合は事務局長に修正 を指示した上で、承認する。

(事務局)

- 第15条 協議会の事務を処理するとともに、会員の活動を補佐する為、事務局を設置する。
- 2 事務局の業務は事務局長が総括する。
- 3 協議会の事務局は豊田森林組合本所に置く。

(規約の改正)

第16条 この規約の改正は、総会の議決により行う。

(補則)

第 17 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等について必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附則

- この規約は、平成 21 年 11 月 24 日から施行する。
- この規約は、平成23年5月21日から施行する。
- この規約は、平成31年4月1日から施行する。

# 別表 1 会員名簿

しもやま緑地管理組合
香恋の森づくり推進協議会
額田炭焼きの会
ささゆりの会
豊田森林組合
岡崎森林組合
下山学区対策委員会

## 別表 2 役員名簿

会長	浅見 富士男
副会長	高木田 洋
幹事	深津 秀仁
	柴田 秀和
	成瀬 健
事務局長	川合 寿人
監査	酒井 淳一
	春日 俊夫

顧問	横山 敬司
	杉浦 立美